

老人保健施設清流苑運営規程

この運営規定において、医療法人魚野会が開設する老人保健施設清流苑（以下「清流苑」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護者に対し、適正な施設介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 清流苑の従業者は、長期にわたり療養介護を必要とする要介護者に対し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。

2 清流苑は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努めるものとする。

3 清流苑は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス、または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1) 名 称 老人保健施設清流苑
- 2) 所在地 新潟県魚沼市原虫野433番地3

（従業員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 清流苑の従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は清流苑に携わる従業者の管理、指導及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1人以上

医師は、入所者の病状に応じ適切に診療を行う。

(3) 看護職員 9人以上

看護職員は、入所者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

(4) 介護職員 22人以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(5) 支援相談員 1人以上

相談指導員は、入所者、又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(6) 理学療法士・作業療法士 1人以上

- ・ 理学療法士は、入所者の心身の状況に応じ、理学療法サービスを提供する。
- ・ 作業療法士は、入所者の心身の状況に応じ、作業療法サービスを提供する。

(7) 管理栄養士 1人以上

栄養士は、入所者の病状に応じ、適切な食事の提供を行う。

(8) 介護支援専門員 1人以上

介護支援専門員は、入所者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な施設介護が提供されるよう施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

(9) 事務員 相当数

(10) 調理員 委託

(11) 運転員 相当数

(12) 管理員 相当数

(入所者の定員)

第5条 施設の入所者の定員を、93人とする。

(施設サービスの内容)

第6条 施設サービスは、施設基準に定める介護老人保健施設(I)(看護・介護職員：入所者=3：1)を基準とし、その内容は次のとおりとする。

- ① 診療
- ② 施設サービス計画書の作成
- ③ 機能訓練
- ④ 看護
- ⑤ 医学的管理の下における介護
- ⑥ 食事の提供
- ⑦ レクリエーション
- ⑧ 入所者及びその家族への指導及び相談援助
- ⑨ その他利用者に対する便宜の提供

2 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その心身の状況を踏まえて、妥当かつ適切に提供する。

3 施設サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮し行う。

4 従業者は、施設サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう説明、指導を行う。

5 施設サービスの提供にあたり、入所者又は他の入所者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他入所者の行動を制限しない。

ただし、認知症専門棟においては、利用者に対し療養棟の出入り口の制限をする場合がある。

6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。

- 2 保険対象外については、別表料金表により支払を受ける。
- 3 前各項に掲げる費用の支払は、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、同意を得るものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 清流苑を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者等は、この運営規定の定めるところにより、指導、調査、日課表、又は医師の指示、指導に従わなければならない。
- (2) 利用者が外出、外泊するときは、あらかじめ外出、外泊届けを提出し、管理者、又は責任者の承認を得なければならない。
- (3) 利用者は、次の事項を守らなければならない。
 - ① 施設内において、政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
 - ② 施設内に危険物を持ち込んで서는ならない。
 - ③ 指定された居室は、勝手に変更してはならない。
 - ④ 飲食物を勝手に持ち込んで서는ならない。
 - ⑤ 所持金その他貴重品については、持ち込まないことを原則とするが、特別の事情がある場合は申し出ること。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の消防訓練を実施することとする。
- 3 非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しています。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 従業者は、業務上知り得た秘密及び個人情報を決して漏洩しない。また、従業者と雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置(虐待防止に関する担当者の選定及び委員会の開催等)

(その他運営に関する留意事項)

第12条 従業者の資質向上を図るために、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を整備する。

- 2 事業者は、提供したサービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年 6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年 7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和6年4月3日から施行する。